




自動車保険 一般用

一般自動車総合保険

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー！



自動車事故のリスクに 選べる補償でぴったりの安心



事業者のみなさまをトータルサポート！



事業活動に伴うリスクやニーズに応じた自動車保険で「3つの安心」をご提供！

- 「基本的な補償」+「選べるオプションの特約」で安心
- 万一の事故の場合も「スムーズな事故対応と充実のロードサービス」で安心
- 豊富なリスクマネジメントサービスで安心

二輪自動車および原動機付自転車は「自動車保険・一般用」でご契約いただけます。



三井住友海上はもうひとつ上の

事業活動のリスクは、千差万別。

だから私たちは、事業内容にあわせて選べる補償プランをご提案。
トラブルに直面したときは、専門スタッフがチーム一丸となって
スムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。

これが、三井住友海上が全国約4万店の代理店と共に提供する、
「もうひとつ上の安心」です。

事業活動にあわせた補償で、しっかり守る自動車保険。
それが、『自動車保険・一般用』です。



三井住友海上は、
代理店と共に
お客さまを
お守りします。

※代理店数〈2017年4月現在〉

INDEX

『自動車保険・一般用』もうひとつ上の安心 …… P 1～2

『自動車保険・一般用』スムーズな解決に導く事故対応と充実のロードサービス… P 3～4

商品の全体像

基本的な補償+オプションの特約 …… P 5～6

その他の特約 …… P 7

 リスクマネジメントサービス …… P 8

補償の概要

相手への賠償の概要 …… P 9

おケガの補償の概要 …… P 10

お車の補償の概要 …… P 11～12

事業者にかかわる補償の概要 …… P 13

ご確認事項 (運転する方の範囲/保険料/補償の重複)…… P 14～16

フリート契約のご案内 (お車が10台以上のお客さま向け)…… P 17

補償の詳細 (補償内容と保険金をお支払いしない主な場合)…… P 18～28

用語のご説明など …… P 29～30

『自動車保険・一般用』(一般自動車総合保険)の対象となるご契約

記名被保険者(個人・法人)および用途車種を問わずご契約いただけます。

※フリート契約、ノンフリート契約のいずれも対象となります。

ただし、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が
家用8車種の場合は、事業にのみ使用するお車に限り契約できます。
家用8車種については、P29「用語のご説明」をご参照ください。

このパンフレットは、『自動車保険・一般用』(一般自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(約款)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



※販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、取扱いが異なりますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

『自動車保険・一般用』で、 安心をご提供します。

もうひとつ
上の安心
1

事業活動にあわせて

選べる自動車保険 だから安心

P5~6

『自動車保険・一般用』では、「基本的な補償」と、事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける「オプションの特約」で、お客様の事業活動に応じた自動車保険をご提供します。

多くの方のニーズに応える
基本補償をセット

事故にあってしまった場合に、
多くの方のニーズに応える
基本補償をセットでご提供！
安心の基本的なカタチです。

基本的な
補償

オプション
の特約

事業内容にあわせて
選択できるオプションの特約

事業活動に伴うリスクや
ニーズに応じてお選びいた
だけます。

もうひとつ
上の安心
2

スムーズな解決に導く 充実の

事故対応 & ロードサービスで安心

P3~4

事故対応

事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち
多くの経験を積んだ専門スタッフが、
チーム一丸となって対応します。

年間約2,045,000件
1日あたり約5,600件の
解決実績
<2016年度>

ロードサービス

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、
現場での応急修理やレッカーけん引など、
充実のロードサービスをご提供します。

おクルマQQ隊 国内ロードサービス拠点

約4,300か所

(2017年4月現在)

24時間365日体制でお客様のトラブル現場へ出動!

もうひとつ
上の安心
3

リスクマネジメントサービスで安心

P8

自動車事故防止には、リスクマネジメントサイクルに基づく総合的な対策が不可欠です。
それぞれのステップで、お客様の自動車事故防止に向けた対策を支援します。

現状の確認

方針の策定

対策の策定

対策の実施

効果の確認

三井住友海上の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのインターリスク総研が実施します。

スマNavi
スマ保で企業の安全運転運動をNavi

社有車等の事故防止・安全運転指導にお役立ていただける
安全運転支援サービスをご用意しています。



三井住友海上の「もうひとつ上の安心」

スムーズな解決に導く事故対応 と 充

事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

24時間365日 専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。



事故対応

全国に180か所の
拠点網!

(2017年4月現在)

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置！
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



事故だ! どうしよう... まずは何をすればいいんだろう...



事故
発生

三井住友海上のスマートフォン用アプリ「スマ保」から事故発生時の事故受付センターへのご連絡や、GPS機能によりおクルマQQ隊に位置情報を送信できます。ぜひご利用ください。



故障だ! 車が壊れて動かない、どうしよう...

充実のロードサービス

事故だけでなく、故障等で車が動かない場合も対応!

※積雪や凍結によるスリップのために走行が困難な状態等、対応できない場合があります。

おクルマQQ隊 専用ダイヤル

おクルマ QQ 隊

0120-096-991 (無料)

24時間365日充実のロードサービスをご提供

専用ダイヤルのオペレーターが、お車のトラブルの状況をお伺いし、24時間365日、全国の提携業者が現場へ急行するよう手配して、トラブル解消をサポートします。

ご注意点

おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となることがあります。また、ご自身で宿泊施設または交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。

おクルマQQ隊

現場での応急処置をサポート!

バッテリー
上がり時の
ジャンピング

1回限り(注)



ガス欠時の
ガソリン補給
(10リットルまで)

1回限り(注)



キー閉じ込み
時のドアの
解錠



パンク時の
スペアタイヤ
交換



現場で30分以内に完了する、上記以外の応急修理・軽作業もサービスの対象となります。

(注) 保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

実のロードサービス

全国各地に展開する、**弁護士**や医療分野のプロである**顧問医**等のネットワークを活用し、さまざまな事故にしっかり対応します。



保険金お支払センター

専門スタッフ

事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。



示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

入院まごころ訪問

ご要望に応じてお客さまのもとをご訪問し、不安な点などにいち早くお応えします。

紹介ネットワーク

独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



安心して私の事故対応をまかせたい。



事故を起こして不安だったけど…全部対応してくれた!

詳しい説明は ➡ **P24** ~ **P25**

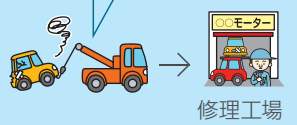
おクルマQQ隊 + ロードサービス費用特約

ロードサービス費用特約

レッカー業者の手配からレッカー費用まで、レッカーけん引をトータルサポート!

ご自宅や当面の目的地へ向かうまでの宿泊や移動をサポート!

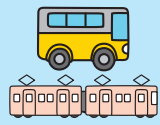
レッカーけん引は、約500km^(注)まで対応!!



その他、修理後にお車を引き取るための交通費や落輪時の引上げ費用も補償!



ホテル



宿泊が必要な場合の宿泊費用を、お1人につき1万円までお支払い!!

当面の目的地までの交通費を、お1人につき2万円までお支払い!! (自己負担額1,000円あり)

ご契約のお車が自家用8車種の場合のみ **レンタカー費用**をサポート!

事故や故障等でお車が自力走行できなくなった場合に、レンタカー費用を日額7,000円を限度にお支払い!!

事故の際、自力走行ができなくなった場合に限りレンタカー費用を補償するレンタカー費用特約もご用意しています。

詳しい説明は ➡ **P23**

ご契約のお車が特殊車両等の場合のレンタカー費用を補償するレンタカー費用特約(特殊車両等)もご用意しています。 詳しい説明は ➡ **P23**

ロードサービス費用特約により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりにません。フリート契約の場合はフリート割引・割増制度の対象となります。なお、移動費用対象外特約をセットした場合は、宿泊・移動・レンタカーにかかる費用をお支払いしません。

基本的な
補償

オプション
の特約

わかりやすい保険の仕組みで 事業活動にあった自動

多くの方のニーズに応える基本補償をセット「基本的な補償」

相手 への賠償

P9

相手にケガを
させてしまった場合に

対人賠償保険



相手のモノを壊して
しまった場合に

対物賠償保険



相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に

対物超過修理費用
特約^(注)



(注) 対物賠償保険付き契約に必ずセットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」のときは、任意にセットできます。

おケガ の補償

P10

ご自身や同乗者の
ケガの治療費に

人身傷害保険



ご自身や同乗者に重い
障害が残ってしまった場合に

重度後遺障害時
追加特約



ご自身や同乗者の
入院時などの当座の費用に

搭乗者傷害(入院
/2区分)特約



お車 の補償

P11~12

ご契約のお車の修理費に

車両保険



一方的に追突された場合などで、
相手から修理費を受け取れないときに

車両保険無過失事故特約
お車が9台以下のお客さま向け



ご契約のお車が全損になった場合の
廃車や買替時の諸費用に

全損時諸費用特約



ロード サービス

P3~4

ご契約のお車が
動かなくなってしまった場合に

ロードサービス
費用特約^{(注1)(注2)}



おクルマQQ隊を
あわせてご提供します。

(注1) ノンフリート契約の場合は必ずセットされます。ただし、対人賠償保険のみセットするときは、例外としてセットできません。その場合、おクルマQQ隊も含めて、ロードサービスはご利用いただけません。
(注2) フリート契約の場合は任意セットです。

その他 自動セット

P26~28

友人や知人などから借りたお車で
事故を起こしてしまった場合に

他車運転特約



友人や知人などから借りたバイクで
事故を起こしてしまった場合に

他車運転(二輪・
原付)特約



ご契約のお車の修理中などに借りたお車で
事故を起こしてしまった場合に

臨時代替
自動車特約



ご契約のお車の欠陥や不正アクセス
等による事故が起きた場合に

不正アクセス・車両の欠陥等
による事故の被害者救済
費用特約



「基本的な補償」とは、事故にあった場合に、多くの方のニーズに応える基本補償をセットした、当社がおすすめるご契約の基本プランです。「基本的な補償」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてください。

車保険をプランニングできます。

事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける「オプションの特約」



従業員になにかあったら… P13

業務中の従業員にケガをさせてしまった場合に

対人賠償
使用人
災害特約



役員・従業員に万のことがあった場合に

搭乗者傷害
事業主費用特約



管理中の財物への備えとして… P13

他人から借りて管理中の財物に損害を与えた場合に

対物賠償
非所有
管理財物特約



大切な荷物を守るために… P13

事故で積荷が壊れてしまい、荷主に対して損害賠償責任を負ってしまった場合に

積載貨物賠償
特約



お車に積んでいた商品等がお車同士の衝突事故等で壊れてしまった場合に

積載事業用動産
特約



法人の代表者がプライベートでもお車を使いたい… P13

指定運転者およびそのご家族が臨時に借りたお車で事故を起こしてしまった場合に

法人契約の
指定運転者特約



新しい車に買い替えたい… P12

新車向け 新車が大きな損傷を受けた場合に、また新車に買い替えられる

新車特約



経年車向け 長年乗っているお車が車両保険金額の70%以上の損害を受けた場合に、保険金額を100%補償

車両全損(70%)
特約



全損になった場合の廃車や買替時の諸費用が高額になっても安心

全損時諸費用倍額
払特約



車を修理して乗り続けたい… P12

経年車向け 長年乗っているお車の修理費が高額になっても安心

車両超過修理
費用特約



新車向け : 満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内のご契約のお車向け

経年車向け : 始期日が初度登録(初度検査)から25か月超のご契約のお車向け



事故等で車を修理に出す場合はレンタカーを借りたい… P12

レンタカー費用の補償をさらに充実

レンタカー費用
特約



レンタカー費用特約
(特殊車両等用)



その他にも、さまざまな特約をご用意しています。




おケガの補償

入院時にもっと安心いただける補償をご用意!


ご自身や同乗者の入院時などに医療保険金が2倍に

家族の生活やペットの世話をサポート


個室を利用するための差額ベッド費用を補償



搭乗者傷害 (入通院/2区分) 倍額払特約
P20



ケアサポート費用特約
P20




差額ベッド費用特約
P20


お車の補償

地震・噴火またはこれらによる津波でご契約のお車が全損になった場合に備えて

事故でご契約のお車に積んだ持ち物が壊れてしまった場合に備えて




地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
P24



車内手荷物等特約
P24

その他の補償

一方的に追突された場合などの自動車事故で、相手の方との交渉を依頼したいときに



自動車事故弁護士費用特約
P27

記名被保険者が個人のお客さま向けに、以下の特約もご用意しています。

日常生活などのリスクに備える特約

1世帯に1特約セットすればOK! (注)


それぞれの特約のセット例など、詳細は P16 をご覧ください。
(注) 自動車事故弁護士費用特約を除きます。

お車の運転中だけでなく、日常生活などのリスクに備える特約もご用意しています。


なお、ご本人とご家族が補償の対象となるこれらの特約は、他の特約や保険契約と補償が重複するケースがあります。他でご加入の保険内容をご確認のうえ、セットをご検討ください。

おケガの補償 人身傷害保険の補償範囲を車外の事故まで広げる特約

ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした



ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故でケガをした、歩行中に自動車にはねられケガをした




人身傷害保険 **P10**

自動車事故特約 **P19**

範囲を拡大!

原動機付自転車を運転中に事故を起こしてしまった



おケガの補償範囲によって2つの特約から選べます。


ファミリーバイク (人身傷害型) 特約 **P28**

ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約 **P28**


交渉を弁護士に依頼する費用を補償する特約

身体の障害または財物の損壊を伴わない日常生活の事故については対象となりません。

一方的に追突された場合などの自動車事故で、相手の方との交渉が必要になった



歩行中、自転車に衝突されてケガをしたなど、日常生活全般の事故で相手の方との交渉が必要になった




自動車事故弁護士費用特約 (注) **P27**

(注) 自動車事故弁護士費用特約をセットする場合は、補償が必要なお車1台ごとにセットする必要があります。

弁護士費用特約 **P27**

自転車で歩行者にぶつかるなど、日常生活で相手に損害を与えてしまった

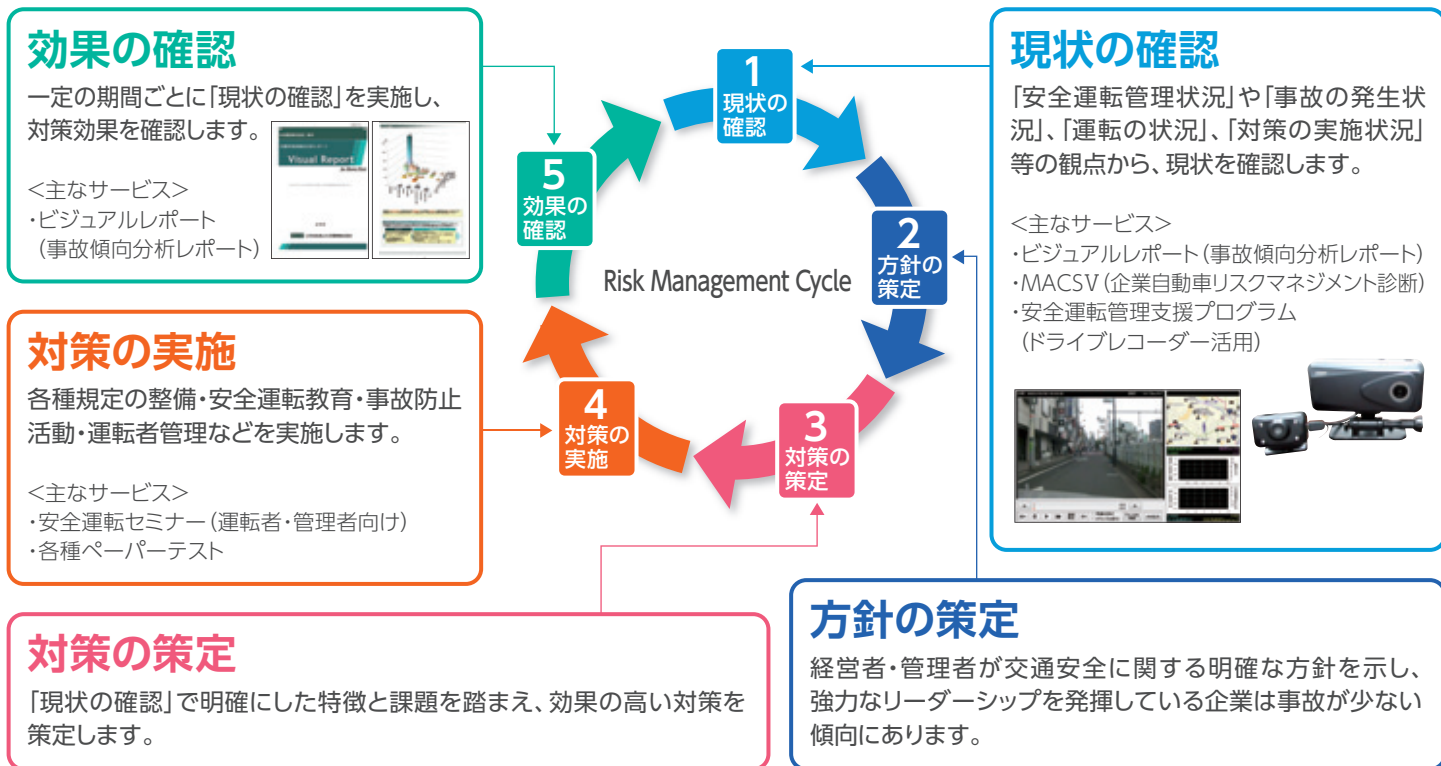


日常生活賠償特約 (保険金額・無制限) **P28**

企業にとって自動車リスクマネジメントは重要な課題です。

交通事故防止には、リスクマネジメントサイクルに基づく総合的な事故防止対策が不可欠です。当社では、「現状の確認」から「方針や対策の策定」「対策の実施」「効果の確認」まで、お客さまの事故防止取組を全面的にバックアップいたします。

自動車リスクマネジメントのご支援



三井住友海上はそれぞれのステップで取り組みをバックアップします。

三井住友海上の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのインターリスク総研が実施します。

「スマ保」で企業の安全運転をサポート

スマNavi 安全運転支援サービス

従業員にはスマートフォン用アプリを活用した「運転力」診断を、企業の管理者さまには診断結果等を集約したレポート等を無償で提供することで企業の安全運転取組を支援するサービスです。

機能① 自動集計・分析機能

- 従業員が実施した『運転力』診断結果を自動で集計・分析し、全社視点での運転傾向を確認することができ、企業の安全運転指導にお役に立ていただけます。

機能② 社有車GPSサービス

- 『運転力』診断アプリを使用中の社有車の位置をWeb上で把握することができ、お客さまからの問い合わせに対する迅速な対応等、業務の効率化を図ることができます。

※ご利用にあたっては、スマNaviの利用申込みを行っていただく必要があります。(利用料はかかりません。ただし、通信料は別途発生します。)

機能③ 教育動画作成サービス

- 『運転力』診断アプリのドライブレコーダー機能で撮影された従業員の危険運転動画をWeb上で閲覧できます。
- さらに、管理者さま自身のPCで、従業員への運転指導に活用したい動画を選択するだけで、簡単に「企業独自の安全運転教育動画」を作成でき、研修等でご活用いただけます。



相手への賠償

基本的な補償



詳しい説明は → P19

示談交渉サービス付

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に補償します。

相手の方にケガをさせてしまった場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が生じた場合も補償します。

ワンポイント

対人賠償保険・対物賠償保険

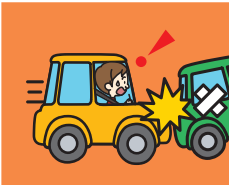
相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。

高額判決例

対人賠償	事案
	バイクと衝突して運転者(男性29才)に重い後遺障害が生じた。(2005年5月17日名古屋地裁判決)
	認定総損害額
	3億8,281万円

対物賠償	事案
	トラックと衝突したはずみで店舗(遊技場)に飛び込んだ。(1996年7月17日東京地裁判決)
	認定総損害額
	1億3,450万円

基本的な補償



詳しい説明は → P19

示談交渉サービス付

対物賠償保険

相手の方の車や電柱などを壊してしまった場合に補償します。

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまった場合に、修理費などを補償します。

基本的な補償



詳しい説明は → P19

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額より高くなった場合に補償します。

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。めんどろな示談交渉は当社におまかせください。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合^(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。^(注2)

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

(注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、自動車事故弁護士費用特約 P27 または弁護士費用特約 P27 をセットしておけば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。

示談交渉サービス

おケガの補償

基本的な補償



詳しい説明は

➡ P19

人身傷害保険のセットを希望されないお客さま向けに、以下の特約をご用意しています。自損傷害特約、無保険車傷害特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約^(注)、搭乗者傷害(入通院/5区分)特約、搭乗者傷害(入通院/5区分)倍額払特約、搭乗者傷害(入通院/日数)特約^(注)

(注) 人身傷害保険とあわせてセットすることもできます。

P21 ~ P22

人身傷害保険

事故でご自身や同乗者の方がケガをしてしまった場合に、治療費や働けない間の収入などを補償します。

ご契約のお車に搭乗中などの事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が生じた場合も補償します。



記名被保険者が個人のお客さまの場合、**自動車事故特約 P19** をセットすると、ご契約のお車の事故だけでなく、歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

○: お支払いします X: お支払いしません

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車 ^(注1) に搭乗中の事故でケガをした、歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	○	X ^(注2)
自動車事故特約をセットする場合	○	○

(注1) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注2) 他車運転特約 P26 等で補償されるケースがあります。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

基本的な補償



詳しい説明は

➡ P20

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合には、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

たとえば

バリアフリーリフォーム事業者等をご紹介します

重度後遺障害時追加特約

事故で重い障害が残った場合に、家のバリアフリー化や福祉車両の購入費用、リハビリにかかる費用などを補償します。

事故により重い障害が残って介護が必要となる場合に、ご自宅の改造費用や福祉車両の購入費用などを被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に補償します。また、後遺障害が生じた後にリハビリテーション訓練等が必要となる場合は、1事故につき被保険者1名に対して訓練期間1か月あたり5万円を、最長2年間お支払いします。

ワンポイント

1 住宅の改造や車いすの購入費用まで補償!

家をバリアフリーにしたい…



車いすが必要になった



ご自宅の改造費用

車いすの購入費用

それぞれ500万円を限度にお支払いします。

2 リハビリにかかる費用も補償!

リハビリテーション訓練が必要



リハビリテーション訓練等の費用

訓練期間1か月あたり5万円をお支払いします。

基本的な補償



詳しい説明は

➡ P20

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約

洗面用具等の日用品や衣類の準備など、入院時等に必要な当座の費用に充てられます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして入院または通院した場合に、入院または通院の合計日数が5日未満であれば1万円、5日以上になれば10万円を医療保険金としてお支払いします。

Q



人身傷害保険と搭乗者傷害(入通院/2区分)特約の違いを教えてください。

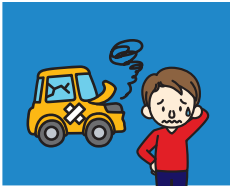
A



人身傷害保険は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約は、人身傷害保険の保険金とは別に、入院または通院の合計日数に応じてあらかじめ定められた金額をお支払いします。**入院または通院が長引いても、合計日数が5日以上になれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。**

お車の補償

基本的な補償



詳しい説明は → P22

車両保険には、車両価額協定保険特約 P22 が必ずセットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が自家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。

車両保険 大切なお車が壊れた場合、修理費を補償します。

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費はもちろん、工場までのレッカー代なども補償します。



車両保険「10補償限定」特約 P22 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が車対車の衝突事故などに限定されます。

○ : お支払いします × : お支払いしません

補償する事故(主な事故例)	車両保険 (一般車両)	車両保険 「10補償限定」 特約
①相手自動車との衝突・接触(相手が確認できる場合)	○	○
②あて逃げ	○	○
③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	○	○
④火災・爆発	○	○
⑤盗難(注1)	○	○
⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	○	○
⑦台風・竜巻・洪水・高潮	○	○
⑧落書、いたづら、窓ガラス破損	○	○
⑨飛来中または落下中の他物との衝突	○	○
⑩その他の偶然な事故(①~⑨および⑪~⑭に該当する事故を除きます。)	○	○
⑪歩行者・自転車・動物(注2)との衝突・接触	○	×
⑫電柱・ガードレール等との衝突	○	×
⑬墜落・転覆	○	×
⑭地震・噴火・津波	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
(注2) 動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合は含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって生じた損害について、車両保険金をお支払いしません。ただし、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となった場合に50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約のセットをご検討ください。補償内容等の詳細は、P24をご覧ください。

※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般車両)にのみセット可能です。なお、ご契約のお車は「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」以外に限ります。

※車両保険「10補償限定」特約よりも補償の対象となる事故の範囲を限定した、車両保険「7補償限定」特約 P22 もご用意しています。

基本的な補償

お車が9台以下のお客さま向け



詳しい説明は → P22

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合などで、車両保険金を受け取っても等級が下がりにません。

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

※2 新車特約等の所定の特約により車両保険金をお支払いする場合は、取扱いが異なります。

基本的な補償



詳しい説明は → P23

全損時諸費用特約

事故でお車が全損になってしまった場合、廃車や買替時の諸費用を補償します。

事故でご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10% (20万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円を下回る場合は、10万円をお支払いします。

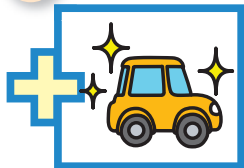
より手厚く備えるなら…



全損時諸費用倍額払特約

受け取る保険金の金額を2倍にする全損時諸費用倍額払特約 P23 もご用意しています。

新車向け オプションの特約



詳しい説明は → P23

新車特約

事故で新車が大きな損傷を受けた場合、もう一度新車に買い替えられます。

満期日が初度登録 (初度検査) から61か月以内のご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

経年車向け オプションの特約



詳しい説明は → P23

車両全損(70%)特約

長年乗っているお車が事故で壊れた場合、新しいお車への買替を検討できます。

始期日が初度登録 (初度検査) から25か月超のご契約のお車が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして補償します。

経年車向け オプションの特約



詳しい説明は → P23

車両超過修理費用特約

事故にあってもしっかり修理して、長年使用しているお車に乗り続けられます。

始期日が初度登録 (初度検査) から25か月超のご契約のお車が事故にあって、修理費用が高額になり保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度に補償します。ただし、事故日の翌日から6か月以内に修理した場合に限ります。

レンタカーの補償

(ご契約のお車により補償の範囲が異なります。)

事故等によりお車を修理している間、レンタカーを借りる費用を補償します。

オプションの特約

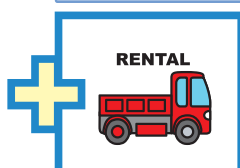


詳しい説明は → P23

レンタカー費用特約

事故によりご契約のお車を修理中、ロードサービス費用特約 P24 で補償の対象とならない場合(事故にあい自力走行はできるが修理が必要なケース等)に、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。

オプションの特約



詳しい説明は → P23

レンタカー費用特約(特殊車両等用)

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害によりご契約のお車が自力走行できなくなったり、使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。事故の場合は最大30日間、故障または走行障害の場合は、最大15日間補償します。

新車向け : 満期日が初度登録 (初度検査) から61か月以内のご契約のお車向け

経年車向け : 始期日が初度登録 (初度検査) から25か月超のご契約のお車向け

Q



車両保険はどんな時に役立つんですか？

A



車両保険は自損事故やお車同士の事故だけでなく、地震・噴火・津波等を除く自然災害による損害や、物の飛来・落下事故等の相手に損害賠償を請求する事が困難な場合でも補償されます。万に備えて車両保険をセットしておくことが大切です！

事例1 : 台風で社有車が水没してしまった…

台風・竜巻・洪水・高潮では、自動車の修理費が高額になるケースがあります。

⇒修理費が高額でも車両保険で安心！



事例2 : 飛び石でガラスにひびが…

一般的に、相手の故意などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り、損害賠償金を請求できません。

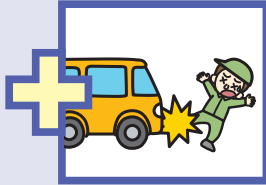
⇒車両保険で安心！



事業者にかかわる補償

従業員になにかあったら…

オプションの特約



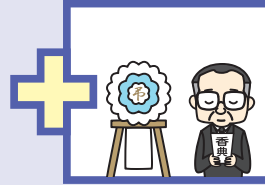
詳しい説明は → P25

対人賠償 使用人災害特約

業務中の従業員にケガをさせてしまった場合も補償します。

対人賠償保険の補償範囲を拡大し、業務中の従業員にケガをさせてしまった場合等に、対人賠償保険金をお支払いします。

オプションの特約



詳しい説明は → P25

搭乗者傷害 事業主費用特約

役員・従業員に万一のことがあった場合に、事業主として負担した香典や事故現場の復旧費用等を補償します。

ご契約のお車に搭乗中の事故により役員または従業員がケガをした場合で、死亡したときまたは後遺障害が生じたときに、事業主が負担した費用に対して1名につき200万円を限度に事業主費用保険金をお支払いします。

大切な荷物を守るために…

オプションの特約



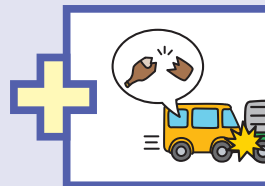
詳しい説明は → P25

積載貨物賠償特約

衝突等の事故で積荷が壊れ、荷主に対して損害賠償責任を負ってしまった場合に補償します。

衝突等の事故によりご契約のお車と同時に運送中の積載貨物に損傷が生じ、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については1点あたり30万円を限度とします。

オプションの特約



詳しい説明は → P26

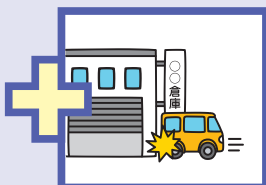
積載事業用動産特約

お車に積んでいた自社商品等が衝突事故等で壊れてしまった場合に補償します。

車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産(商品等)に損害が生じた場合に修理費等から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限りです。

管理中の財物への備えとして…

オプションの特約



詳しい説明は → P25

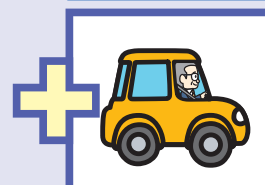
対物賠償非所有 管理財物特約

他人から借りて管理中の財物を壊してしまった場合も補償します。

対物賠償保険の補償範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理中の建物等の財物に損害を与えてしまった場合に、対物賠償保険金をお支払いします。

法人の代表者がプライベートでもお車を使う場合は…

オプションの特約



詳しい説明は → P26

法人契約の 指定運転者特約

法人の代表権を持つ方を「指定運転者」に設定して補償します。

ご契約時に設定した「指定運転者」およびそのご家族について、臨時に借りたお車を運転中の事故や、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故によるおケガについて補償します。
※補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

「労働者災害補償制度等で、従業員のケガに対する備えは十分!」そんなお客さまは、傷害従業員就業中対象外特約、搭乗者傷害従業員就業中対象外特約をセットすると、保険料を節約することができます。補償内容等の詳細は、『ご契約のしおり(約款)』をご確認ください。

ご確認事項(運転する方の範囲／保険料／補償の重複)

お車の台数により、ご確認事項が異なります。
各項目に以下のマークを記載しておりますので、該当の箇所をご確認ください。

NF : ノンフリート契約が対象です。 **F** : フリート契約が対象です。

1. 運転する方の範囲 (運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定) **NF**

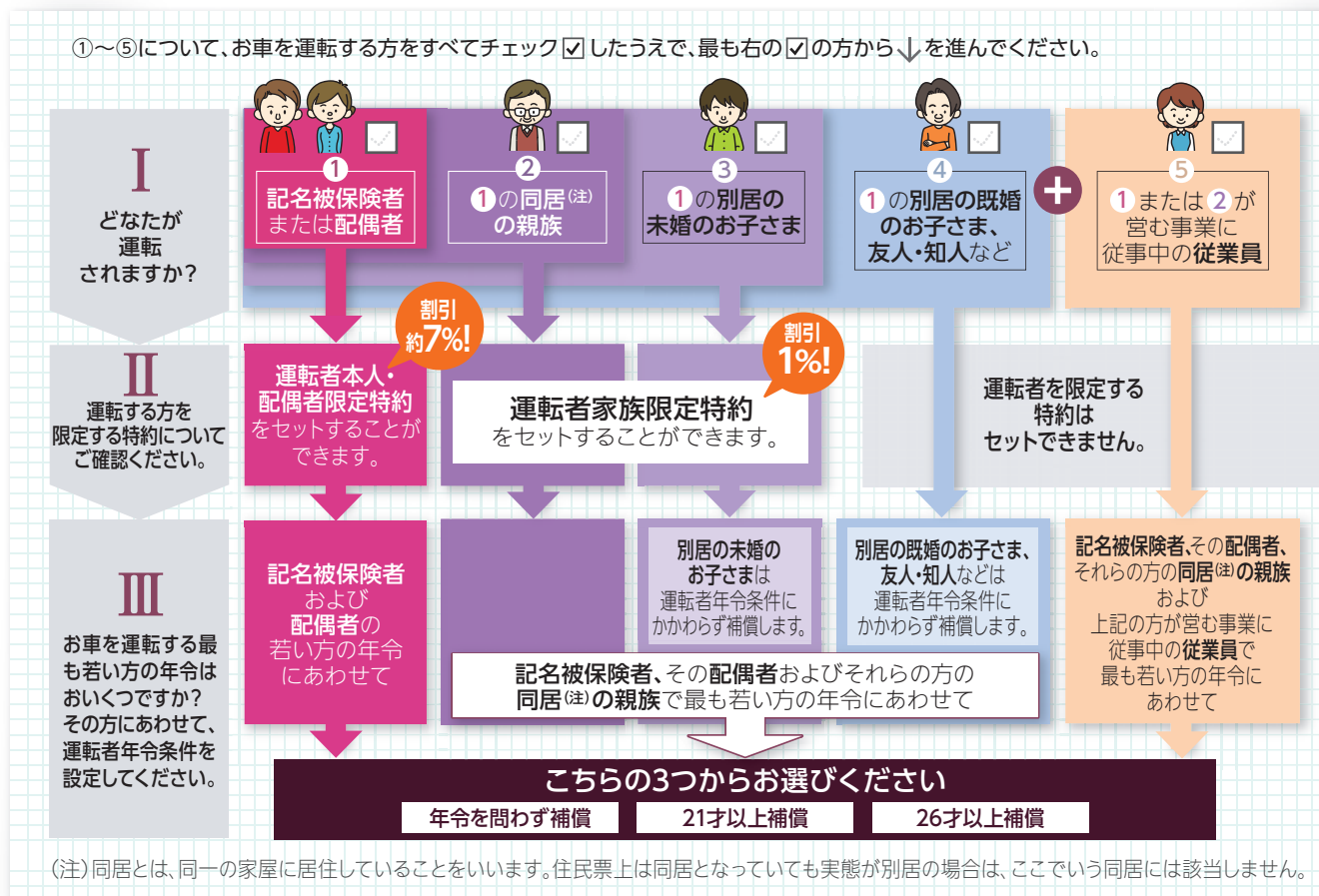
「ご夫婦だけ」または「ご家族だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者を限定できるのは、記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、運転者年令条件を設定できるのは、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合です。

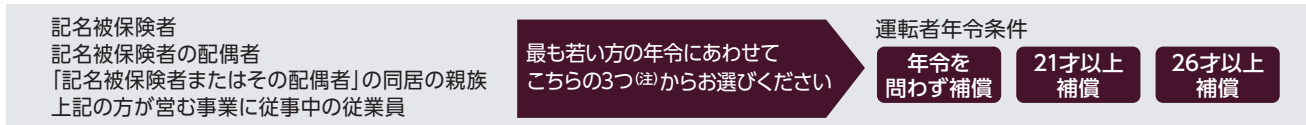
運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は限定した方が、運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

(1) 記名被保険者が個人の場合

①自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、次のチャートを参考にお決めください。



②二輪自動車または原動機付自転車の場合、運転する次の方のうち、最も若い方の年令にあわせて、運転者年令条件を設定してください。



(注)ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

(2) 記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。



2. 保険料について

(1) 等級別料率制度 **NF**

保険料は1~20等級の区分により割引・割増されます。

たとえばこんな事故です。

3等級ダウン事故とは…

- ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故

1等級ダウン事故とは…

- ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故

ノーカウント事故とは…

- ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故

保険金支払対象事故があったら事故の種類により1件につき

3等級または**1等級ダウン** (注1)

ただし、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取り扱いします。



1年間
無事故なら
1等級アップ



① 初めてご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなり、運転者年齢条件に応じた割増引率(注2)が適用されます。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について初めてご契約される場合(注3)で、**セカンドカー割引**の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

	運転者年齢条件	運転者年齢条件特約の対象			運転者年齢条件特約の対象外
		年齢を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	
1台目のご契約	6等級(S)	割増28%	割増3%	割引9%	割増4%
2台目以降のご契約	7等級(S)	割増11%	割引11%	割引40%	割引39%

※セカンドカー割引の適用条件については、『重要事項のご説明』をご覧ください。

② 継続してご契約される場合(注4)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年(注5)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率(注2)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日もしくは解約日」または「ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

【無事故】の割増引率	割増			割引																
	等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年(注5)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が生じたときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年~6年となって継続契約に「事故有」の割増引率(注2)が適用されます。(注1)なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取り扱いします。

【事故有】の割増引率	割増			割引																
	等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



ご契約の保険期間が1年(注5)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

(注1) 継続手続がなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。

(注2) 一部の補償については、割増引率が適用されません。

(注3) ご契約の始期日時時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注4) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注5) 保険期間が1年超または1年未満のご契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年超のご契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)

(注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。

(注7) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。

※1等級~6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

(2) 記名被保険者年齢別料率 **NF** **記名被保険者が個人のお客さま向け**

記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

- 記名被保険者の年齢が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

29才以下 30~39才 40~49才 50~59才

- 記名被保険者の年齢が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年齢（1才ごと）別の料率が適用されます。

※1 保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。
 ※2 記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度 **NF** **F**

自家用（普通・小型）乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度（注1）です。料率クラスは、1~9クラスの9段階（注2）で、補償の種類（対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両）ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラスの見直し」を行います。

（注1）ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

（注2）数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

ノンフリート多数割引 **NF** お車を2台以上まとめてご契約いただくと、保険料が割引となります。

手続もまとめて1回ですむので、便利です！

1DAYマイルージ割引 **NF** 「1DAY保険」(24時間自動車保険無事故割引)

「1DAY保険」(24時間単位型自動車運転者保険)の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。（記名被保険者が個人のお客さま向け）

2台お持ちなら



3~5台お持ちなら



6台以上お持ちなら



その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

長期優良割引 NF	20等級、事故有係数適用期間0年で、1年間無事故なら保険料が1.5%割引となります。					
新車割引 NF F	ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で、次の場合に保険料が割引となります。					
	<table border="1"> <tr> <th>対象となる補償</th> <th>割引が適用される場合</th> </tr> <tr> <td>対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険</td> <td>ご契約の始期日が初度登録（初度検査）から25か月以内の場合</td> </tr> <tr> <td>車両保険</td> <td>ご契約の始期日が初度登録（初度検査）から49か月以内の場合</td> </tr> </table>	対象となる補償	割引が適用される場合	対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険	ご契約の始期日が初度登録（初度検査）から25か月以内の場合	車両保険
対象となる補償	割引が適用される場合					
対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険	ご契約の始期日が初度登録（初度検査）から25か月以内の場合					
車両保険	ご契約の始期日が初度登録（初度検査）から49か月以内の場合					
ASV割引 NF F	ご契約のお車が自家用（普通・小型）乗用車の場合					
	ご契約のお車の型式の発売年月が「ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降」で、所定の衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている場合に保険料が割引となります。					
	ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車の場合					
	ご契約のお車の型式の発売年月にかかわらず、所定の衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている場合に保険料が割引となります。					

上記のほかにも、**セカンドカー割引**（**NF**）や **福祉車両割引** **公有割引** **準公有割引** **構内専用電気自動車割引**（**NF** **F**）もあります。

割引内容の詳細や適用条件等は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。たとえば、**長期優良割引** **1DAYマイルージ割引**（24時間自動車保険無事故割引）

新車割引 **ASV割引** については、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法 **NF** **F**

好きな払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。 ●口座振替 ●クレジットカード払（登録方式） ●払込票払 ●請求書払（ご契約者が法人の場合のみ）

※クレジットカード払（登録方式）、払込票払および請求書払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。



3. 補償の重複について **記名被保険者が個人のお客さま向け**

ご家庭において複数の自動車保険をご契約されている個人のお客さまの場合、それぞれのお車のご契約に、P7に記載している、補償が重複する可能性のある特約（ご本人とご家族が補償の対象となる特約）をセットされていることがあります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約を、まとめてご相談ください。

【それぞれの特約のセット例】

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父（ご本人）と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、補償の詳細ページをご覧ください。

1台目 父（ご本人）	2台目 同居のお子さま
1世帯に1特約セット	
1世帯に1特約セット	
※火災保険、傷害保険等、他の保険商品でも同様に補償される特約等がありますのでご注意ください。	
弁護士費用特約を1世帯に1特約セット	
※自動車事故弁護士費用特約は、1台ごとにセットする必要があります。2台以上お車をお持ちの方は、1世帯で任意の1台にセットすればよい弁護士費用特約のセットをおすすめします。	
いずれかの特約を1世帯に1特約セット	

（注1）自動車事故特約をセットしたご契約のお車が2台以上あり、それぞれのご契約の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。

（注2）弁護士費用特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、保険金額が増額されるケースがあります。

「自動車事故弁護士費用特約と弁護士費用特約」「ファミリーバイク（人身傷害型）特約とファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約」をそれぞれ1台目と2台目にセットした場合も補償の重複が発生します。家族構成にあわせて、それぞれの特約のセット方法については、取扱代理店へご相談ください。

フリート契約のご案内 お車が10台以上のお客さまが対象です。

1. フリート契約

所有かつ使用する自動車^(注1)(^{注2})のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数^(注3)が10台以上となる場合には、フリート契約をご契約いただく必要があります。

(注1) 保険契約者が使用する次の自動車を含みます。

- ・所有権留保条項付売買契約により購入した自動車
- ・リース業者から1年以上の賃貸借契約により借り入れた自動車
- ・国または地方公共団体から借り入れた自動車
- ・保険契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れた自動車

(注2) レンタカー業者等が所有するレンタカーについては「所有かつ使用する自動車」には含みません。

(注3) 「総付保台数」といいます。他の保険会社でご契約されている自動車を含みます。なお、次の場合を除き、保険期間が1年未満のご契約は含みません。

- ・料率審査日を満期日としてご契約された場合
- ・全車両一括特約をセットしてご契約された場合

2. 保険料について

(1) フリート割引・割増制度

『自動車保険・一般用』のフリート契約では、フリート割引・割増制度が採用されています。この制度では、次のとおり、割引・割増が適用されます。^(注)

(注) 一部の補償については、割引・割増が適用されません。

① 10台到達日から第1回料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

お車1台ごとに、等級別料率制度 **P15** により決定される割引・割増が適用されます。

② 第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から次の料率審査日の前日までの間に始期日を有するご契約

次の要素により決定されるフリート割引・割増が適用されます。

成績計算期間内の損害率

前回の割引・割増

成績計算期間の末日時点の総付保台数

損害率

次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{保険金}^{(注1)}}{\text{保険料}^{(注2)}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

① 成績計算期間内にお支払いした保険金

+ ② 成績計算期間の末日時点で
お支払いしていない保険金の見込額

- ③ 前回の成績計算期間の末日時点で
お支払いしていない保険金の見込額

(注2) 成績計算期間に対応する保険料を、フリート割引・割増等を適用する前の額に修正します。

③ 成績計算期間の末日時点で総付保台数が9台以下となったご契約

今回の料率審査日からノンフリート契約として、等級別料率制度 **P15** による等級を適用します。なお、事故有係数適用期間は0年とします。

(2) 主な特約・割引制度

全車両一括特約

フリート契約において、保険契約者が所有かつ使用する10台以上のすべてのお車を1つの保険証券で一括してご契約する契約方式です。

フリート多数割引^(注)

フリート契約者が、1つの保険証券で10台以上のお車をまとめてご契約される場合に適用されます。フリート多数割引は、フリート割引率に5%加算、またはフリート割増率から5%減算となります。

(注) 1つの保険証券で2~9台のお車をまとめてご契約される場合は、**フリート多数割引(9台以下)**が適用されます。

フリート用語のご説明

用語	説明
10台到達日	保険契約者が自ら所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が10台以上になった日をいいます。
第1回料率審査日	10台到達日に全車両一括特約をセットせずにご契約される場合は10台到達日の18か月後の応当日の属する月の初日、10台到達日に全車両一括特約をセットしてご契約される場合は10台到達日の1年後の応当日をいいます。
料率審査日	成績計算期間内の損害率、成績計算期間の末日時点の総付保台数および前回の割引・割増に基づき決定されたフリート割引・割増の適用を開始する日をいいます。第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から1年後の応当日となります。
成績計算期間	原則として料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間となります。

補償内容と保険金をお支払いしない主な場合(補償・特約についてのご説明)

マークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークに該当する場合は、保険金をお支払いできません。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

故意

- 対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、対人賠償使用人災害特約、日常生活賠償特約(保険金額・無制限)の場合
保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 積載貨物賠償特約の場合
保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方、これらの者の従業員の故意によって生じた損害
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の場合
保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害

故意または重大な過失

- 人身傷害保険、自動車事故特約、搭乗者傷害(入院/2区分)特約、搭乗者傷害(入院/2区分)倍額特約、重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約、自損傷害特約、無保険車傷害特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、搭乗者傷害(入院/5区分)特約、搭乗者傷害(入院/5区分)倍額特約、搭乗者傷害(入院/日数)特約、法人契約の指定運転者特約の場合
被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害またはケガ
・損害またはケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、レンタカー費用特約、レンタカー費用特約(特殊車両等)、地震・噴火・津波(車両全損時限定額)特約、車内手荷物特約、ロードサービス費用特約の場合
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- 搭乗者傷害事業主費用特約の場合
・記名被保険者の役員または従業員の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害
・被保険者の故意または重大な過失によって生じたケガによる損害
・ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- 積載事業用動産特約の場合
保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- 自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約の場合
被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害

詐欺・横領

詐欺・横領によって生じた損害

無免許運転、麻薬、酒気帯び

無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないうちの状態での運転、酒気帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害またはケガ(注1)(注2)

(注1) 車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、レンタカー費用特約、レンタカー費用特約(特殊車両等)、車内手荷物特約、ロードサービス費用特約、積載貨物賠償特約、積載事業用動産特約の場合、これらの状態での運転の場合に生じた損害

(注2) 搭乗者傷害事業主費用特約の場合、これらの状態での運転の場合に生じた損害、およびこれらの状態から生じた損害

闘争・自殺・犯罪

闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害またはケガ

- 搭乗者傷害事業主費用特約の場合のみ
・記名被保険者の役員または従業員の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガによる損害
・被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じたケガによる損害

脳疾患・疾病・心神喪失

脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じた損害またはケガ

- 搭乗者傷害事業主費用特約の場合のみ
・記名被保険者の役員または従業員の脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じたケガによる損害
・被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じたケガによる損害

承諾なし

自動車(注1)の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、自動車(注1)に搭乗中(注2)に生じた損害またはケガ

(注1) 弁護士費用特約の場合、「自動車または交通乗用具」をいいます。
(注2) 他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約の場合、「運転中」をいいます。

第三者との約定

第三者との約定により加重された損害賠償責任(注)を負うことによって生じた損害(注)

(注) 無過失の場合でも賠償する旨を定める「あらかじめ通常の損害賠償責任を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を通常の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。

創傷感染症

微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等)、またはそれによる損害

戦争・核燃料物質等

戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害またはケガ

地震・噴火・津波

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害またはケガ

台風・洪水・高潮

台風・洪水・高潮によって生じた損害

競技・曲技等

ご契約のお車(注1)を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害またはケガ(注2)

(注1) 弁護士費用特約の場合、親族等所有自動車を含みます。
(注2) 次の自動車に搭乗中にその本人に生じた損害を含みます。
・無保険車傷害特約、自動車事故特約、自動車事故弁護士費用特約、法人契約の指定運転者特約の場合、ご契約のお車以外の自動車
・弁護士費用特約の場合、ご契約のお車および親族等所有自動車以外の自動車
※親族等所有自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車を含みます。

公権力の行使

国・公共団体の公権力の行使によって生じた損害

欠陥・さびその他自然消耗、故障損害

- 車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額特約、新車特約、車両全損(70%)特約、車両超過修理費用特約、車内手荷物特約、積載事業用動産特約の場合
欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害
- 対物賠償非所有管理財物特約、積載貨物賠償特約の場合
自然の消耗、自然発火、かび、さび、蒸発その他類似の事由によって生じた損害

取り外された部分品等、タイヤの単独損害

取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害

法令により禁止されている改造を行った部分品等に生じた損害

法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害

ご自身、父母、配偶者、お子さま、同居の親族などの間の賠償

- 対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、対人賠償使用人災害特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の場合
次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたこと、または、所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うこと、または被害者救済費用を負担することによって生じた損害
・記名被保険者
・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限り、
・被保険者(対物賠償保険、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の場合)
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

- 無保険車傷害特約の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合、または、次のいずれかに該当する方の運転する無保険車(注1)によってケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、
- (注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- 自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者(注2)
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母、またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限り、

- 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)の場合
被保険者(注3)の同居の親族に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害(注3)
(注3) 被保険者が責任無能力者の親権者および監督義務者である場合は、「被保険者が監督する責任無能力者」とします。

企業内の賠償

- 対人賠償保険、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の場合
次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うこと、または被害者救済費用を負担することによって生じた損害
・被保険者の業務に従事する従業員
・被保険者の使用者の業務に従事する同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り、(注1)
(注1) ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。

- 無保険車傷害特約の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限り、
・被保険者の使用者
・被保険者の使用者の業務に無保険車(注2)を使用している同僚
(注2) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)の場合
被保険者(注3)の業務に従事する従業員の生命または身体が害されたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害(注3)
(注3) 被保険者が責任無能力者の親権者および監督義務者である場合は、「被保険者が監督する責任無能力者」とします。

相手への賠償

補償内容

対人賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 示談交渉サービス付

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

対物賠償保険 すべてのご契約にセットできます。 示談交渉サービス付

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 落下物取づけ費用 原因者負担費用 示談交渉費用 争訟費用

対物超過修理費用特約 対物賠償保険付き契約に必ずセットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」のときは、任意にセットできます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故(注)により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。

ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

(注) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用され、被害者救済費用保険金をお支払いする事故を含みます。

被保険者 (補償を受けられる方)

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約 共通

次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・ 記名被保険者の配偶者
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方(注1)
- ④ 記名被保険者の使用者(注2)

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約 共通



対人賠償保険の場合



(注1) 業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りです。

おケガの補償

補償内容

人身傷害保険 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。

ただし、ケガをして重度後遺障害(注3)が生じ、介護が必要となる場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度(注4)に人身傷害保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 転院移送費用(注5)

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注3) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級④の後遺障害をいいます。

(注4) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、保険金額が1億円以下の場合で、(注2)が適用できるときは、(注2)に定める限度額(2億円)を優先して適用します。

(注5) 被保険者1名につき、転院1回分に限り、100万円を限度としてお支払いします。

※相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

自動車事故特約 記名被保険者が個人のノンフリート契約で、人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

被保険者 (補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方(注1)です。

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ② ①以外でご契約のお車の所有者(注2)(注3)
- ③ ①および②以外でご契約のお車の運転者(注3)(注4)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注3) ご契約のお車の所有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

(注4) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

次のいずれかに該当する方(注1)です。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤ ①～④のいずれかの方が運転中(注2)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



おケガの補償

補償内容

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	金額
①	5日未満	5日未満入院保険金	1万円
②	5日以上	5日以上入院保険金	10万円

搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約 搭乗者傷害(入通院/2区分)特約付き契約にセットできます。

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

重度後遺障害時追加特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして重度後遺障害(注1)が生じ、介護が必要となる場合に、次の保険金をお支払いします。

住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、実際に負担した費用(注2)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に住宅改造費用保険金をお支払いします。
福祉関連費用保険金	福祉車両を取得する場合もしくは所有するお車を福祉車両に改造する場合、または車いす・特殊ベッドを取得した場合に、実際に負担した費用(注2)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に、福祉関連費用保険金をお支払いします。

また、ケガをして後遺障害(注3)が生じ、リハビリテーション訓練等が必要となる場合に、次の保険金をお支払いします。

リハビリテーション訓練等保険金	リハビリテーション訓練等が必要と認められて、対象期間(注4)中に取り組んだ場合に、1事故につき被保険者1名に対して、訓練期間1か月あたり5万円をリハビリテーション訓練等保険金としてお支払いします。
-----------------	--

(注1) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

(注2) 事故日から、重度後遺障害が生じた日の翌日から1年後の応当日までに負担した費用とします。

(注3) 普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～7級の後遺障害をいいます。

(注4) 後遺障害の症状固定日以後、最初のリハビリテーション訓練等の開始日または最初に取得した福祉関連機器の取得日のいずれか早い日の属する月から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限りま。

ケアサポート費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、実際に負担した次の費用(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ合計200万円を限度にケアサポート費用保険金をお支払いします。

ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用について、1日あたり2万円(注2)を限度にお支払いします。
保育施設預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用について、1日あたり2万円(注2)を限度にお支払いします。
ペットシッター雇入費用	ペット(注3)の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペットシッターを雇う費用について、1日あたり2万円(注4)を限度にお支払いします。
ペット専用施設預け入れ費用	ペット(注3)の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペット(注3)をペット専用施設に預ける費用について、1日あたり2万円(注4)を限度にお支払いします。
医療情報提供サービス利用費用	医療情報提供サービス(注5)を利用した費用について、1事故につき5万円を限度にお支払いします。

(注1) 入院期間中に負担した費用とします。ただし、医療情報提供サービス利用費用については、事故日から「治療最終日の翌日から90日後の日」までの期間中に負担した費用とします。

(注2) ベビーシッター雇入費用と保育施設預け入れ費用は、合計して1日あたり2万円を限度とします。

(注3) 世話を主として行う方個人の家庭で飼っている犬または猫をいいます。

(注4) ペットシッター雇入費用とペット専用施設預け入れ費用は、合計して1日あたり2万円を限度とします。

(注5) 治療方針等に関するアドバイス、症状に応じた医療機関情報の提供、受診のサポート等の有償サービスをいいます。

差額ベッド費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。

(注) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

被保険者(補償を受けられる方)

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約、搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約 共通

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方(注)です。

「ご契約のお車の運転者」も含まれます。

(注) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約、搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約 共通



重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約 共通

人身傷害保険と同じです。

重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約 共通

人身傷害保険と同じです。

おケガの補償

補償内容

自損傷害特約 人身傷害保険と同時にセットできません。無保険車傷害特約とあわせてセットいただきます。

ご契約のお車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故(注1)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1,500万円(注2)を死亡保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円~2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	ケガ	金額
①	5日未満	5日未満入院保険金	—	5,000円
②	5日以上	5日以上入院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③			骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④			上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤			脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

(注1) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。

無保険車傷害特約 人身傷害保険と同時にセットできません。自損傷害特約とあわせてセットいただきます。

無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2)について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

(注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
(注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。
※1 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。
※2 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%~100%を後遺障害保険金としてお支払いします。(注2)

(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。
(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

搭乗者傷害(入院/5区分)特約 人身傷害保険、搭乗者傷害(入院/2区分)特約、搭乗者傷害(入院/日数)特約と同時にセットできません。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	ケガ	金額
①	5日未満	5日未満入院保険金	—	1万円
②	5日以上	5日以上入院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③			骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④			上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤			脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

搭乗者傷害(入院/5区分)倍額払特約 搭乗者傷害(入院/5区分)特約付き契約にセットできます。

搭乗者傷害(入院/5区分)特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方(注1)です。

- ①ご契約のお車の保有者(注2)
- ②ご契約のお車の運転者(注3)
- ③①および②以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

保険金をお支払いしない主な場合



(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
(注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。
(注3) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

次のいずれかに該当する方(注1)(注2)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①~④以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

「ご契約のお車の運転者」も含まれます。



(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、搭乗者傷害(入院/5区分)特約、搭乗者傷害(入院/5区分)倍額払特約 共通

搭乗者傷害(入院/2区分)特約と同じです。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約、搭乗者傷害(入院/5区分)特約、搭乗者傷害(入院/2区分)特約 共通

搭乗者傷害(入院/2区分)特約と同じです。

おケガの補償

補償内容

搭乗者傷害(入通院/日数)特約

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約、
搭乗者傷害(入通院/5区分)特約と同時にセットできません。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数(注)に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

- 入院日数1日につき入院保険金日額
- 通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

(注)事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。

被保険者
(補償を受けられる方)

搭乗者傷害(入通院/2
区分)特約と同じです。

保険金をお支払い
しない主な場合

搭乗者傷害(入通院
/2区分)特約と同
じです。

お車の補償

補償内容

車両保険 すべてのご契約にセットできます。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 運搬費用(注2) 盗難引取費用(注2) 共同海損分担費用

(注1)全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

(注2)運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

※ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両保険「10補償限定」特約

ご契約のお車が「原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車」以外の、車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難(注2)・いたづら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

(注1)ご契約のお車以外の自動車には、『登録番号等』および『運転者または所有者』が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2)ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両保険「7補償限定」特約

ご契約のお車が「原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車」以外の、車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、火災・爆発・盗難(注)・いたづら等のお車の走行に起因しない事故に限り、車両保険金をお支払いします。

(注)ご契約のお車が二輪自動車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

車両価額協定保険特約 車両保険付き契約に必ずセットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。

※1 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

※2 ご契約のお車が自家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。

車両保険無過失事故特約 車両保険付きノンフリート契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車(注1)との衝突・接触事故(注2)でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします。(注3)(注4)

(注1)相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

(注2)相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限りです。

(注3)車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

(注4)新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約により、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

被保険者
(補償を受けられる方)

ご契約のお車を所
有する方です。

保険金をお支払い
しない主な場合



お車の補償

補償内容

全損時諸費用特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円を下回る場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。(注1)(注2)

(注1)車両保険金をお支払いする案件に限ります。

(注2)この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円を下回る場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

全損時諸費用倍額払特約 全損時諸費用特約付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の金額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円を下回る場合は、20万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

新車特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、満期日が初度登録(初度検査)から61か月以内の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(注2)

お車を買替えた場合 買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)(注3)

お車を修理した場合 修理費

(注1)大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合。
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合。
- ・損害の額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限り。

(注2)次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

- ・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合。
- ・ご契約のお車が盗難された場合。

(注3)取得価額が、車両価額協定保険特約の損害の額(修理費等)を下回る場合は、その損害の額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。

車両全損(70%)特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が生じ、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。(注)

(注)この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります。

レンタカー費用特約 ご契約のお車が自家用8車種の場合で、ロードサービス費用特約付き契約にセットできます。レンタカー費用特約(特殊車両等)と同時にセットできません。

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、自力走行が可能で法令上も走行に支障がない状態であるが、修理等によりご契約のお車が使用できない間、当社が使用について承認するレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注)を、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にお支払いします。

(注)ガソリン等の燃料代は含みません。

※1「車両盗難対象外特約をセットした契約における盗難によって生じた損害」、「欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗」および「故障による損害」については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

※2衝突・接触等の事故や故障等による「自力走行不能時のレンタカー費用」は、ロードサービス費用特約からレンタカー費用保険金が支払われるため、この特約からレンタカー費用保険金をお支払いしません。

レンタカー費用特約(特殊車両等) ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、営業用貨物車、営業用バス、農耕作業用自動車」以外の契約にセットできます。レンタカー費用特約と同時にセットできません。

次のいずれかの場合に、当社が使用について承認するレンタカー等を借りるために実際に負担した費用(注1)について、レンタカー費用保険金をお支払いします。ただし、自力走行できなくなった場合(注2)は、ご契約のお車が自力走行できなくなった場所から修理工場等まで入庫された以降にレンタカーを借りるときに限ります。

●衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理等によりご契約のお車が使用できなくなった場合(最大30日間、1日あたり保険金日額を限度)

●故障または走行障害(注3)によりご契約のお車が自力走行できなくなり使用できなくなった場合(最大15日間、1日あたり保険金日額を限度)

(注1)ガソリン等の燃料代は含みません。

(注2)自力走行できなくなった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注3)走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

※車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって生じた損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

被保険者
(補償を受けられる方)

全損時諸費用特約、
全損時諸費用倍額
払特約、新車特約、
車両全損(70%)特
約、車両超過修理費
用特約 共通

車両保険と同じで
す。

保険金をお支払い
しない主な場合

全損時諸費用特約、全損時
諸費用倍額払特約、新車特
約、車両全損(70%)特約、車
両超過修理費用特約 共通

車両保険と同じです。

レンタカー費用特約、レンタカー費用特約(特殊車両等) 共通

ご契約のお車の
所有者です。

車両保険と同じです。



お車の補償

補償内容

地震・噴火・津波 「車両全損時定額払」特約

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」以外の車両保険(一般車両)付き契約にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合
 - ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
 - ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
 - ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
- ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合
- ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が生じたときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。

※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

車内手荷物等特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産(注1)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。(注2)(注3)

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 盗難引取費用
- 共同海損分担費用

(注1)カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。

(注2)車両保険金をお支払いする案件に限ります。

(注3)保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。

被保険者 (補償を受けられる方)

記名被保険者です。

保険金をお支払い しない主な場合



個人が所有する動産(注1)の所有者(注2)です。

(注1)カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。

(注2)ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方および搭乗していたとみなされる方、ならびに業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。



ロードサービス

補償内容

ロードサービス費用特約 すべてのご契約にセットされます。(注1)(注2)

衝突・接触等の事故や故障、走行障害(注3)または落輪(注4)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合(注5)に、次の保険金をお支払いします。(注6)

運搬・搬送・引取費用保険金	実際に負担した次の費用について、30万円(車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い額)を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。 ・ご契約のお車を事故・故障現場または走行障害(注3)が発生した場所から修理工場等へ運搬したり、修理後に引き取るための費用 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用
臨時宿泊費用保険金	事故・故障現場または走行障害(注3)により自力走行できなくなった場合(注5)で、ご契約のお車が自力走行できなくなった場所の最寄りのホテル等に臨時に宿泊するときに、実際に負担した1泊分の費用について、被保険者1名につきそれぞれ1万円を限度に臨時宿泊費用保険金をお支払いします。
臨時帰宅・移動費用保険金	事故・故障現場または走行障害(注3)により自力走行できなくなった場合(注5)で、ご契約のお車が自力走行できなくなった場所からご自宅や出発地または当面の目的地へ移動するときに、実際に負担した交通費(注7)から1,000円を差し引いた金額について、被保険者1名につきそれぞれ2万円を限度に臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いします。
レンタカー費用保険金	当社が使用について承認するレンタカーを借りるために実際に負担した費用(注8)について、次のとおりレンタカー費用保険金をお支払いします。ただし、自力走行できなくなった場合(注5)は、ご契約のお車が自力走行できなくなった場所から修理工場等まで入庫された以降にレンタカーを借りることに限ります。 ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合(最大30日間、1日あたり7,000円を限度(注9)) ・故障または走行障害(注3)によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合(最大15日間、1日あたり7,000円を限度(注9)) ※ご契約のお車が自家用8車種の場合に限ります。また、車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって生じた損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

- (注1) 対人賠償保険のみをセットする場合は、例外としてセットできません。
- (注2) フリート契約の場合は任意セットです。
- (注3) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。
- (注4) 落輪は、運搬・搬送・引取費用保険金のみお支払いします。
- (注5) 自力走行できなくなった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。
- (注6) ご契約のお車が、事故・故障現場または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力走行できるように、実際に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
- (注7) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額等、お支払いの対象とならない費用があります。
- (注8) ガソリン等の燃料代は含みません。
- (注9) レンタカー費用特約をセットしている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額を限度とします。

※1 移動費用対象外特約をセットした場合は、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
※2 ご契約のお車がレンタカー・教習用自動車である場合は、移動費用対象外特約が必ずセットされます。

被保険者 (補償を受けられる方)

<運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いする場合>

次のいずれかに該当する方(注)です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車の所有者
- ③①および②以外でご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

<臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方(注)

<レンタカー費用保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車の所有者

(注)ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払い しない主な場合



上記に加えて

■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍または砂地・湿地等が原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害

■運搬費用および盗難引取費用について車両保険金をお支払いする損害

など

ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットした場合 **おクルマQQ隊** をご提供します。

ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスをご提供しません。

ご注意

- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「**おクルマQQ隊専用ダイヤル**」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となることがあります。また、ご自身で宿泊施設または交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。
- 車両預かりにかかる保管料、部品代、消耗品代等、サービスの対象とならない費用が生じた場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではサービスをご利用いただけない場合があります。
- 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(約款)』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要費用をお支払いします。ただし、車両保険またはロードサービス費用特約の対象となる費用については、車両保険またはロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。(注1)

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がり時とガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内完了する応急修理・軽作業(注2)

〈JAF会員向けメリット〉お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートするさまざまな情報をご提供します。

(注1) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。
 (注2) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。
 (注3) 事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限りです。
 (注4) 宿泊施設のご案内は、自力走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。
 (注5) 公共交通機関、タクシー会社のご案内は、自力走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。
 (注6) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額等、お支払いの対象とならない費用があります。

宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス

事故または故障等により自力走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

宿泊サポートQQサービス

事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動が困難(注3)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内(注4)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき1万円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、宿泊サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

移動サポートQQサービス

事故または故障等の現場から当面の目的地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社のご案内(注5)し、その交通費(注6)をお1人につき自己負担額1千円を控除し2万円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

「自力走行不能」とは 物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みます。

事業者にかかわる補償

補償内容

対人賠償使用人災害特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対人賠償保険付き契約にセットできます。

対人賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者の業務に従事中の従業員の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対人賠償保険金をお支払いします。(注)

(注)労働者災害補償制度によって給付されるべき金額がある場合には、記名被保険者は従業員に制度の利用を促していただく必要があります。

搭乗者傷害事業主費用特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の人身傷害保険または搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約付き契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故により記名被保険者の役員または従業員がケガをした場合で、事故日からその日を含めて180日以内に死亡したときまたは後遺障害が生じたときに、所定の期間に要した次の費用について、役員または従業員1名につきそれぞれ200万円を限度(注1)に事業主費用保険金をお支払いします。(注2)

- 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の、役員または従業員の葬儀に関する費用
- 役員または従業員の代替のための求人・採用等に関する費用
- 遠隔地で事故が発生した場合の、役員または従業員の捜索費用、移送費用等の救護者費用
- 労働者災害補償制度による給付または各種年金制度等による給付に関し、社会保険労務士等に相談するために負担した費用(注3)
- 事故現場の清掃費用等の復旧費用
- その他、役員または従業員の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

(注1) 香典、弔電金等、役員・従業員またはこれらの遺族に支払われた費用については、次の額を限度とします。
 ・死亡、または普通保険約款別表1の1または別表1の2の第1~3級に掲げる後遺障害の場合: 100万円
 ・普通保険約款別表1の2の第4~7級に掲げる後遺障害の場合: 50万円
 ・普通保険約款別表1の2の第8~14級に掲げる後遺障害の場合: 30万円
 (注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、事業主費用保険金をお支払いします。
 なお、記名被保険者の役員または従業員からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。
 (注3) 10万円を限度とします。

対物賠償 非所有管理財物特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットできます。ご契約のお車がA種工作車(クレーン・ショベル付)の場合には、セットできません。

対物賠償保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者が取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物(注)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合も、対物賠償保険金をお支払いします。

(注)商品、現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。

積載貨物賠償特約

ご契約のお車が「営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車」で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットできます。

火災、爆発またはご契約のお車の衝突等の事故によりご契約のお車と同時に運送中の積載貨物(注1)に損傷が生じ(注2)、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については、1点あたり30万円を限度とします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用

(注1) 現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。
 (注2) 積載貨物が積み込まれた時(積み込み中は除きます)から引き渡すための荷卸し作業が始まった時までの事故による損害に限りです。

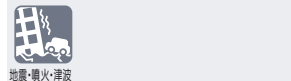
被保険者 (補償を受けられる方)

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



記名被保険者です。



対物賠償保険と同じです。



自然消滅・故障

上記に加えて

■ 目減り、原因不明の数量不足、盗難・紛失 など

記名被保険者です。



など

事業者にかかわる補償

補償内容

積載事業用動産特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産(注1)に損害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。(注2)(注3)ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります。(注4)
●損害の額(修理費等)から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 共同海損分担費用

●損害が生じた事業用動産の残存物の取片づけが必要な場合に、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用の合計額について、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

- (注1) 商品、什器等、記名被保険者の事業の用に供するために所有する動産、または事業に関連して預託を受けている動産をいいます。なお、現金、船舶、車両等は事業用動産に含みません。
- (注2) 車両保険金をお支払いする場合には限ります。
- (注3) 保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。
- (注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は保険年度ごとに1回に限ります。

法人契約の指定運転者特約

記名被保険者が法人のノンフリート契約にセットできます。ただし、ご契約のお車が「自家用8車種、自家用二輪自動車、原動機付自転車」である場合、または人身傷害保険もしくは無保険車傷害特約付き契約である場合に限り、

この特約をセットした場合、法人の代表権を有する方を「指定運転者」として設定することができます。この場合、次の補償が適用されます。

- ①他車運転特約または他車運転(二輪・原付)特約がセットされ(注1)、指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、同特約で補償される保険金をお支払いします。
- ②指定運転者およびその配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまを被保険者として、ご契約のお車に搭乗中の事故に加え、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故についても、人身傷害保険または無保険車傷害保険金をお支払いします(注2)。

- (注1) ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または二輪自動車もしくは原動機付自転車の場合に限ります。
- (注2) ご契約に人身傷害保険および無保険車傷害特約いずれもセットがない場合を除きます。
※補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

被保険者(補償を受けられる方)

事業用動産(注)の所有者です。

(注) 商品、什器等、記名被保険者の事業の用に供するために所有する動産、または事業に関連して預託を受けている動産をいいます。なお、現金、船舶、車両等は事業用動産に含みません。

保険金をお支払いしない主な場合



<他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・無保険車傷害特約が適用される場合>

他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・無保険車傷害特約に記載の被保険者のうち、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えます。

<この特約により人身傷害保険の保険金をお支払いする場合>

- ①指定運転者
 - ②指定運転者の配偶者
 - ③「指定運転者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④「指定運転者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
 - ⑤①～④のいずれかの方が運転中のご契約のお車以外の自動車(注)の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- (注) 駐車中または停車中を除きます。

<他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・無保険車傷害特約が適用される場合>

他車運転特約・他車運転(二輪・原付)特約・無保険車傷害特約と同じ

<人身傷害保険の保険金の支払対象となる事故の場合>



その他の特約

補償内容

他車運転特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人のご契約、または法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に必ずセットされます。

記名被保険者(注1)、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注2)を運転中(注3)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注4)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注5)(注6)

- (注1) 指定運転者が指定されている場合は、指定運転者となります。
- (注2) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。
 - ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車
- (注3) 駐車中または停車中を除きます。
- (注4) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。ただし、自損傷害特約の被保険者は、友人・知人等から臨時に借りたお車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまに限ります。
- (注5) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
- (注6) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

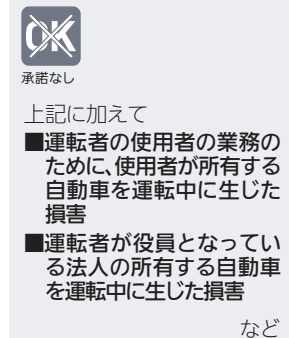
<人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約の保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。
<自損傷害特約の保険金をお支払いする場合>
臨時に借りたお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の次のいずれかに該当する方(注)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

(注) 極めて異常かつ危険な方法で臨時に借りたお車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



補償内容

ファミリーバイク (人身傷害型) 特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車で、記名被保険者が個人の対人・対物賠償保険および人身傷害保険付きノンフリート契約にセットできます。

ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車で、記名被保険者が個人の対人・対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付きノンフリート契約にセットできます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注1)を運転中等の事故について、次の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

適用される特約名	相手への賠償		おケガの補償		
	おケガの賠償	モノの賠償	自損事故(注2)	無保険車(注3)との事故	左記以外の事故(相手に過失がある事故など)
ファミリーバイク (人身傷害型) 特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (人身傷害保険の保険金)		
ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (この特約で定める自損傷害保険金)	○ (この特約で定める無保険車傷害保険金)	×

- (注1) 臨時に借りた原動機付自転車を含みます。
- (注2) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
- (注3) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
- ※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
- ※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。
- ※3 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約でお支払いする「自損傷害保険金」および「無保険車傷害保険金」の内容については、『ご契約のしおり(約款)』をご確認ください。

ファミリーバイクとは原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)をいいます。詳しくはP29の「用語のご説明」の「原動機付自転車」をご覧ください。

日常生活賠償特約 (保険金額・無制限)

記名被保険者が個人のノンフリート契約にセットできます。

示談交渉サービス付

国内における日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に **必ずセット** されます。

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与える事故が発生し、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に被保険者が被害者救済費用(注1)を負担することによって被る損害に対して、被害者救済費用保険金をお支払いします。(注2)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 権利保全行使費用
- 調査折衝費用

- (注1) 自動車製造業者等が被害者等に生じた損害を賠償するとした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。
- (注2) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

被保険者 (補償を受けられる方)

- ファミリーバイク (人身傷害型) 特約、ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型) 特約 共通
- 次のいずれかに該当する方です。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

保険金をお支払いしない主な場合

ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 共通

<対人賠償保険・対物賠償保険のみ>



承諾なし

上記に加えて

- 被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に生じた損害
- 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害

など

次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ④ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤ ①～④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、および監督義務者等



故意 第三者との約定 親族間 企業内



戦争・核燃料等 地震・噴火・津波

など

次のいずれかに該当する方です。

- ① ご契約のお車の運転者で次のいずれかの方
 - ・ 記名被保険者
 - ・ 記名被保険者の配偶者
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ② ①以外で記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方(注)
- ③ ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のお車の所有者

(注) 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。



故意 競技 親族間 戦争・核燃料等



地震・噴火・津波 企業内 台風・洪水・高潮

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
ア行 オプションの特約	事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける特約です。	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
カ行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
基本的な補償	事故にあってしまった場合に、多くの方のニーズに応える基本補償をセットした、当社がおすすめるご契約の基本プランです。※「基本的な補償」以外でご契約いただくこともできます。詳しくはP5をご覧ください。	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または修理費が協定保険価額 ^(注) 以上となる場合をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※1 ただし、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットした場合は、損害の額または修理費が時価額以上となる場合をいいます。 ※2 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約については、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方 ^(注) で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注) 主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。	夕行 治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(注) のないものを除きます。 (注) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	ナ行 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	ノンフリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者が締結するご契約をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。	八行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
サ行 時価額	損害が生じた地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度 ^(注) の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。	フリート契約	所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険(自動車共済を除きます。)をご契約されている合計台数が10台以上の保険契約者が締結するご契約をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(注) のことをいいます。 (注) 事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
		マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
		ヤ行 用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。

ご契約が満期を迎えるとき、当社から保険契約者に満期案内をお送りします。

Webで満期案内をご覧いただける、**eco**満期案内をおすすめします!

ご契約時にeco満期案内をご選択いただいた場合、書面の満期案内(『重要事項のご説明』を含みます)はお届けしませんが、代わりにご登録のメールアドレスへ満期のご連絡をいたします。当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)から、「お客さまWebサービス」の利用登録をさせていただくことで、パソコンやスマートフォン等から、いつでも・どこでも満期案内をご確認いただけます。



- ※1 保険期間が1年未満のご契約等、ご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。
- ※2 満期案内をWebでご覧いただける期間は満期の2か月前から満期の翌月末までとなります。
- ※3 フリート契約は対象外です。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- □座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなることを防ぐために、継続手続特約がセットできます。
 - ※1 ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
 - ※2 フリート契約にはセットできません。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の□座振替等も行います。(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。
 - (注1) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
 - (注2) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

保険のできるエコ、はじめよう

eco保険証券と**Web**約款をおすすめします!

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)でご契約内容や「ご契約のしおり(約款)」をご覧いただける仕組みです。



ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『自動車保険ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「お客さまWebサービス」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(約款)』はお届けしませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

- ※1 法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ※2 一部のご契約については、eco保険証券とWeb約款をご選択いただくことができません。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定しだご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

三井住友海上は事業者のみなさまをトータルサポートします!

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー!



事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー!



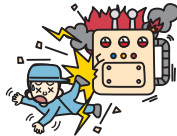
貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー!



事業活動にかかわる財物損害・休業損害リスクをカバー!



事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー!



※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

このパンフレットは、『自動車保険・一般用』(一般自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(約款)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。



エコマーク認定自動車保険

お客さまとともに地球環境保護に取り組んでいます。

[eco 保険証券・eco 満期案内・Web 約款の推進] による紙の使用量の削減 [リサイクル部品活用] による自動車修理など
エコマーク認定番号 第10147006号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日

0120-258-365 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com